

第55期

# 定時株主総会 招集ご通知



## 日時

2022年3月25日（金）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル（YU I T O）6階

## 目次

第55期定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	6
連結計算書類……………	26
計算書類……………	29
監査報告……………	32
株主総会参考書類……………	38

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「書面（郵送）」又は「インターネット等」により事前の議決権行使をご検討いただき、当日の出席については、慎重にご判断ください。

 星光PMC株式会社

証券コード：4963

証券コード：4963

2022年3月10日

株 主 各 位



## 第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、「書面（郵送）」又は「インターネット等」による事前の議決権行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況を踏まえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使にあたりましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にて議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## 記

1 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル（YUITO）  
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

### 3 目的事項

#### 報告事項

1. 第55期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

#### 招集にあたっての決定事項

- (1)書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

#### インターネットによる開示について

1. 連結計算書類の連結注記事項及び計算書類の個別注記事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。なお、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
2. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

【当社ウェブサイト】 <https://www.seikopmc.co.jp/>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2022年3月25日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

---

2022年3月24日(木曜日)  
午後5時00分到着分まで



**インターネット等で議決権を行使される場合**

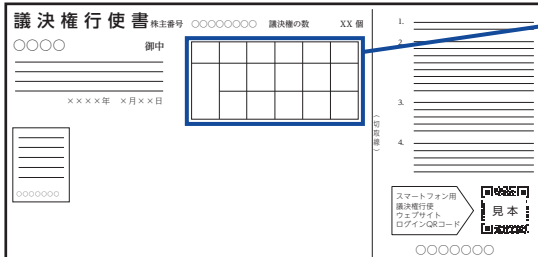
次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2022年3月24日(木曜日)  
午後5時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード  
見本  
印刷用紙

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

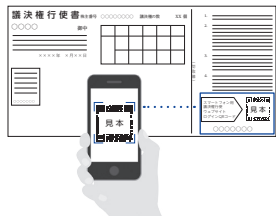
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

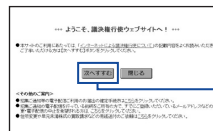
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

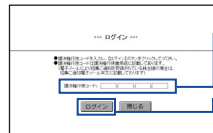
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応につきまして、以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 株主様へのお願い

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、事前に「書面（郵送）」又は「インターネット等」により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクのご着用、及び受付でのアルコール消毒並びに検温にご協力をお願いいたします。

### 当社の対応について

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.seikopmc.co.jp/>) に掲載いたします。

株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませうようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、製造業等においては持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の長期化などにより、経済活動が制限されるとともに個人消費が低迷するなど、景気は非常に厳しい状況で推移いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な収束が依然として見えない中、原燃料価格の高騰による世界経済への悪影響も懸念されるなど、極めて先行きが不透明な状況となりました。

当社グループの主要販売先におきましては、製紙業界・印刷インキ業界の需要が、前年からの持ち直しは見られたものの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり2019年度の水準を下回るなど、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループは、高品質化・生産性の向上や環境保護・省資源等、販売先業界の経営戦略に対応した差別化商品を市場に投入し売上増加に努めた結果、当連結会計年度の売上高は31,032百万円（前連結会計年度比19.1%増）となりました。

利益面では、売上高が増加したことなどにより、営業利益は2,867百万円（前連結会計年度比9.8%増）、経常利益は3,139百万円（同17.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,082百万円（同23.6%増）となりました。

事業別の営業概況は、以下の通りであります。

#### <製紙用薬品事業>

製紙業界におきましては、2021年1月から12月までの紙・板紙の国内生産は2,393万トンと前年同期比4.7%の増加となりました。当社グループは、国内市場・中国市場へ差別化商品の売上増加に努め、日本国内・中国ともに売上高が増加した結果、当事業の売上高は、17,556百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。

利益面では、売上高の増加はありましたが、原料価格の値上がりの影響が大きく、セグメント利益は1,193百万円（前連結会計年度比17.9%減）となりました。

#### <樹脂事業>

印刷インキ業界におきましては、2021年1月から12月までの印刷インキの国内生産は28万トンと前年同期比0.5%の増加となりました。当社グループにおいては、粘着剤

の売上高が順調に増加し、印刷インキ用樹脂・記録材料用樹脂の売上高も前年を上回った結果、当事業の売上高は、8,083百万円（前連結会計年度比18.1%増）となりました。

利益面では、売上高の増加はありましたが、原料価格の値上がりの影響を受けた結果、セグメント利益は803百万円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。

#### <化成品事業>

化成品事業の売上高は、主力製品の輸出売上の増加などにより、5,392百万円（前連結会計年度比28.4%増）となりました。

利益面では、売上高が増加したことなどにより、セグメント利益は1,312百万円（前連結会計年度比83.2%増）となりました。

### (2) 資金調達等についての状況

#### 1) 資金調達

該当事項はありません。

#### 2) 設備投資

当連結会計年度の設備投資額は、2,885百万円となりました。セグメント別には、製紙用薬品事業においては2,167百万円、樹脂事業においては317百万円、化成品事業においては358百万円の設備投資を行いました。

#### 3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

#### 4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

#### 5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

#### 6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。



### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第52期 2018年12月期	第53期 2019年12月期	第54期 2020年12月期	第55期 (当連結会計年度) 2021年12月期
売上高 (百万円)	25,889	27,970	26,046	31,032
経常利益 (百万円)	2,080	2,839	2,667	3,139
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,561	1,961	1,685	2,082
1株当たり当期純利益 (円)	51.51	64.69	55.59	68.69
総資産 (百万円)	32,149	36,225	37,069	41,882
純資産 (百万円)	24,112	27,136	28,451	31,593

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

当連結会計年度で終了した中期経営計画「New Stage 2021」においては、同計画に掲げた最終年度の業績目標である連結売上高320億円、連結営業利益30億円の達成にはわずかに及びませんでした。連結売上高及び連結営業利益ともに過去最高を達成することができました。

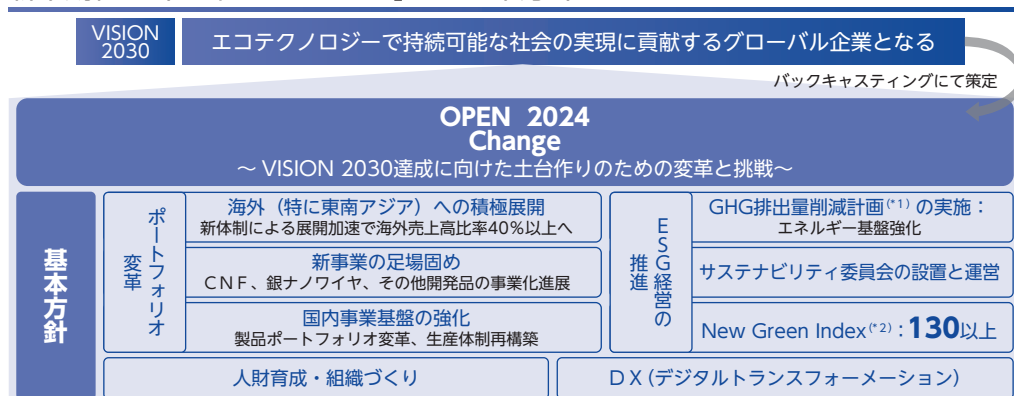
また、同計画で主要戦略として掲げた「国内事業基盤の強化」、「海外事業拡大・新事業構築に向けた施策の実施」及び「長期的視点に基づいた経営基盤強化」については、生産体制の再構築、海外売上高比率の向上、グローバル人財の採用、環境戦略製品の拡販といった進捗があった一方で、製品のポートフォリオ変革による収益性向上には課題が残りました。

昨今は事業環境の不確実性が益々増大し、企業に求められる社会要請も質的・量的に高まってきております。こういった状況を踏まえ、当社は経営ビジョン「エコテクノロジーで未来を創る」の実現に向けて、全社一丸となって目指すべき方向性を明確にするため、2030年をゴールとした将来像、長期ビジョン「VISION 2030」を描くことにいたしました。

「VISION 2030」では、「エコテクノロジーで持続可能な社会の実現に貢献するグローバル企業となる」をスローガンにGHG（温室効果ガス）の削減などESG経営課題を解決しつつ、海外へ積極的に展開し、新事業を構築するなど製品／事業地域／事業領域のポートフォリオ変革により事業拡大することを目標としております。

引き続き厳しく不透明な事業環境が予想される中で、当社は2022年度を初年度とする新たな中期経営計画「OPEN 2024」を策定いたしました。「OPEN 2024」は、「VISION 2030」を達成するためのアクションプランとして、前中期経営計画で残った課題の解消を引き継ぎつつ、当社の経営ビジョン「エコテクノロジーで未来を創る」の実現に向け、下図に定める施策を遂行してまいります。

### 新中期経営計画「OPEN 2024」 ～基本方針～



(\*)2050年カーボンニュートラルの実現と2030年GHG排出量50%削減（Scope1+2 CO2換算【2013年対比】）を目標とする計画

(\*)顧客価値向上の観点から評価項目・基準を見直した当社環境戦略製品の売上指標。2021年の当該製品売上高を100として指数化。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

製紙用薬品事業

サイズ剤・紙力増強剤等の製造・販売

樹脂事業

印刷インキ用樹脂・記録材料用樹脂・粘着剤等の製造・販売

化成産品事業

機能性モノマー・オリゴマー等の製造・販売

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 主要拠点等 (2021年12月31日現在)

1) 主要な営業所及び工場

本 社	: 東京都中央区日本橋本町三丁目3番6号
営業所	: 東北営業所 (宮城県仙台市) 東京営業所 (東京都中央区) 東京営業所 (東京都中央区) * 1 富士営業所 (静岡県富士市) 関西営業所 (兵庫県明石市) 明石営業所 (兵庫県明石市) * 1 九州営業所 (福岡県福岡市)
工 場	: 岩井工場 (茨城県坂東市) * 1 竜ヶ崎工場 (茨城県龍ヶ崎市) 千葉工場 (千葉県市原市) 静岡工場 (静岡県富士宮市) 明石工場 (兵庫県明石市) * 1 播磨工場 (兵庫県加古郡播磨町) * 1 水島工場 (岡山県倉敷市)
研究所	: 岩井研究所 (茨城県坂東市) * 1 市原研究所 (千葉県市原市) 千葉研究所 (千葉県千葉市) 明石研究所 (兵庫県明石市) * 1
子会社	: K J ケミカルズ株式会社 (東京都中央区) * 2 星光精細化工 (張家港) 有限公司 (中国江蘇省張家港市) 星悦精細化工貿 (上海) 有限公司 (中国上海市) 新綜工業股份有限公司 (台湾桃園市) * 1 SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD. (ベトナムバリアブントウ省)

- (注) \* 1 印は、主として樹脂事業にかかわるものであります。  
\* 2 印は、主として化成品事業にかかわるものであります。  
他は主として製紙用薬品事業にかかわるものであります。

## 2) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製紙用薬品事業	367名	9名減
樹脂事業	209名	6名増
化成品事業	97名	5名増
全社(共通)	38名	4名増
合計	711名	6名増

- (注) 1. 従業員数には、雇用期間に定めのある者のうち、フルタイムで就業している者を含めております。  
2. 全社(共通)には、当社の総務・経理等管理部門及び経営企画部門の従業員数を記載しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487名	8名減	42.87歳	18.36年

- (注) 従業員数は、当社から子会社への出向者を除く人数であり、雇用期間に定めのある者のうち、フルタイムで就業している者を含めております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### 1) 親会社の状況

当社の親会社はD I C株式会社であり、当社の株式を16,527千株(持株比率54.51%)保有しております。当社と同社の間には、同社に対する当社製品の販売、同社製品の仕入等の継続的な取引関係があります。また、当社は同社に対し、D I Cグループ内の資金融通システムを通じて資金の貸付を行っております。

### 2) 親会社等との間の取引に関する事項

#### ①当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間原則に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
 当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
 該当事項はありません。
- ④親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等  
 該当事項はありません。

### 3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
K J ケ ミ カ ル ズ 株 式 会 社	350百万円	100%	機能性モノマー・オリゴマー等の製造・販売
星光精細化工（張家港）有限公司	14,500千US\$	100%	製紙用薬品の製造・販売
星悦精細化工商貿（上海）有限公司	4,500千US\$	100%	製紙用薬品・印刷インキ用樹脂の仕入・販売
新 綜 工 業 股 份 有 限 公 司	50百万NTD	57.2%	粘着剤の製造・販売
SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.	1,120万US\$	100%	製紙用薬品の製造・販売

(注) 2022年1月14日に新綜工業股份有限公司の株式を追加取得し、当社の出資比率は92.8%となっております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
K J ケ ミ カ ル ズ 株 式 会 社	600百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	100百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円

### (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開及び配当性向・配当利回り等を総合的に勘案し、適切な配当水準を維持しつつ株主の皆様への利益還元を行うことを利益配分の基本としております。内部留保資金につきましては、新技術への研究開発投資や事業体質強化のための設備投資などに積極的に充当し、経営基盤の強化に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、効力発生日を2022年3月28日として、1株につき普通配当8円とさせていただきます。既に、2021年9月7日に実施済みの中間配当金1株当たり8円とあわせまして、当事業年度の配当金は、1株当たり計16円となります。

#### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 2 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 30,321,283株

(注) 2021年8月20日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて422,321株減少しております。

- (3) 株主数 7,112名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
D I C 株式会社	16,527	54.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,400	4.62
株式会社日本カストディ銀行 (りそな銀行再信託分・北越コーポレーション株式会社 退職給付信託口)	1,261	4.16
日本製紙株式会社	1,261	4.16
星光PMC従業員持株会	453	1.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	384	1.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	317	1.05
乗越厚生生	251	0.83
第一生命保険株式会社	152	0.50
大溝延子	146	0.48

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表記しております。  
2. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。  
3. 当社は、自己株式を保有しておりません。

### 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	滝 沢 智	内部統制推進委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長
常務取締役	村 田 満 広	製紙用薬品事業部長
常務取締役	菅 正 道	経営企画本部長、海外事業部長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、財務報告統制委員会委員長
常務取締役	井 内 秀 樹	管理本部長（総務部長）、リスク管理委員会委員長、コンプライアンス担当、情報担当、K J ケミカルズ株式会社管掌
取 締 役	岩 田 悟	技術本部長（技術企画部長）
取 締 役	宮 崎 茂	生産本部長
取 締 役	土 山 祐 介	樹脂事業部長
取 締 役	菊 地 祐 二	D I C株式会社 執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長
取 締 役	原 田 秀 次	
取 締 役	多 賀 啓 二	日清紡ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	瀬 戸 正 顕	
監 査 役	小 室 正 紀	慶應義塾大学名誉教授
監 査 役	寺 前 實	



(注) 1. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次の通りであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
菅正道	常務取締役 経営企画本部長（経営企画部長）、海外事業部長、星悦精細化工商貿（上海）有限公司董事長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、リスク管理委員会委員長、財務報告統制委員会委員長	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、星悦精細化工商貿（上海）有限公司董事長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、リスク管理委員会委員長、財務報告統制委員会委員長	2021年2月1日
岩田 悟	取締役 技術本部長	取締役 技術本部長（技術企画部長）	2021年2月1日
菅正道	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、星悦精細化工商貿（上海）有限公司董事長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、リスク管理委員会委員長、財務報告統制委員会委員長	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、星悦精細化工商貿（上海）有限公司董事長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、財務報告統制委員会委員長	2021年3月1日
井内 秀樹	常務取締役 管理本部長（総務部長）、コンプライアンス担当、情報担当、KJケミカルズ株式会社管掌	常務取締役 管理本部長（総務部長）、リスク管理委員会委員長、コンプライアンス担当、情報担当、KJケミカルズ株式会社管掌	2021年3月1日
菅正道	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、星悦精細化工商貿（上海）有限公司董事長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、財務報告統制委員会委員長	常務取締役 経営企画本部長、海外事業部長、新綜工業股份有限公司董事長、SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長、財務報告統制委員会委員長	2021年5月1日
宮崎 茂	取締役 生産本部長（生産管理部長）	取締役 生産本部長	2021年5月1日

2. 取締役原田秀次氏及び多賀啓二氏は、社外取締役であります。
3. 監査役小室正紀氏及び寺前 實氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役原田秀次氏及び多賀啓二氏、並びに監査役小室正紀氏及び寺前 實氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役瀬戸正顕氏は、総務・経理業務等を務めた経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### 1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、役員報酬・指名委員会へ諮問し、答申をうけております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会からその決定を一任された役員報酬・指名委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次の通りです。

#### ① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬（月額報酬）と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬（賞与）から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。なお、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみとしております。

#### ② 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬に関しては、定量評価及び定性評価のそれぞれの基準によるものとしております。定量評価の基準としては、連結営業利益の事業年度ごとの水準をもとに評価しております。

定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点課題に対し、その達成状況を短期・中長期それぞれの視点から総合的に評価しております。

#### ③ 上記①の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、役員報酬・指名委員会が定める同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群の役員の報酬構成比率データを参考に設定するものとし、固定報酬が概ね7割程度、業績連動報酬が概ね3割程度となるよう設定しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場

であることを鑑み、固定報酬のみとしております。

④ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については、毎月現金で支給し、業績連動報酬については、年に一回現金で支給するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

当社は、報酬等の決定手続きの客観性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会からその決定を委任された役員報酬・指名委員会において決定しております。役員報酬・指名委員会は、独立社外取締役を議長とし、独立社外取締役が過半数となるよう構成しております。同委員会は、上記① - ③の方針に従い、年1回同委員会で審議し、決定しております。

監査役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次の通りです。

監査役については、監査役の高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（月額報酬）のみ支給しております。2006年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額70万円以内と決議いただいております。当該報酬内で、監査役の協議を経て支給することとしております。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円 )	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	230 (4)	161 (4)	69 (-)	- (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19 (4)	19 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計	250 (9)	180 (9)	69 (-)	- (-)	12 (4)

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。  
 2. 上記支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。  
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 4. 当事業年度における業績連動報酬等に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は2,867百万円（前事業年度比+255百万円）となりました。連結営業利益を定量評価の基準とする理由は、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力が重要と考えており、それを中期経営計画において達成すべき目標の一つとして設定していることによるものです。  
 5. 取締役の報酬等の額は、2006年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。  
 6. 監査役の報酬等の額は、2006年6月27日開催の第39期定時株主総会において年額70万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。  
 7. 取締役の個人別の報酬等の額の決定は、取締役会から役員報酬・指名委員会に一任しております。同委員会は取締役の報酬等の決定手続きの客観性を高めるため、上記5. の株主総会決議の範囲内において、取締役の報酬等の額を審議し、決定する機関として設置しております。同委員会は、社外取締役である原田秀次氏を委員長とし、社外取締役の多賀啓二氏及び代表取締役社長の滝沢智氏の3名で構成されています。また、業績連動報酬等につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、上記4. による定量評価や各取締役が設定した重点課題の達成状況による定性評価を行い、取締役の個人別の報酬等の額に対し、概ね3割程度の範囲で決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役多賀啓二氏は、日清紡ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しております。当社と兼任先の間には取引関係はありません。
- ・監査役小室正紀氏は、慶應義塾大学名誉教授を兼任しております。当社と兼任先の間には取引関係はありません。

### 2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 田 秀 次	18回中18回	—	長年にわたるコンサルティング業務の見地から、計画・取引にかかる適切かつ必要な手順・事項について指摘・確認を行い、各国の規制、市況の動向による当社へのリスク管理に関して指摘を行うなど当社の適正手続き、リスク管理に関する発言を行うとともに、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	多 賀 啓 二	18回中17回	—	政府系金融機関の要職を歴任された経験及び経営者としての高い見識から、経営上の大きなリスク、機会の損失と考えられるものについて適宜、指摘を行い、監督の必要性を確認するなど経営判断において必要な指摘を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	小 室 正 紀	18回中18回	17回中17回	経済活動に対する幅広い学識・知見に基づき、資金の状況、適切な労働環境、人員配分に関する指摘等、広く事業活動、事業基盤に関する指摘を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法及び結果等について、意見の表明を行っております。
監 査 役	寺 前 實	18回中18回	17回中17回	公務において様々な要職を歴任された経験から、国内の規制を含めた法令遵守の見地からコーポレートガバナンスの充実に関する発言を行い取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法及び結果等について、意見の表明を行っております。

- ### 3) 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額
- 該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人からの監査計画、監査時間や報酬見積りの算出根拠などを確認し、過年度の監査計画と実績の状況及び監査報酬の推移を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である、星光精細化工（張家港）有限公司、星悦精細化工商貿（上海）有限公司、新綜工業股份有限公司、及びSEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識基準の適用に関する助言・指導業務について、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、次の事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

- 1) 会計監査人が会社法第340条第1項に定める以下のいずれかの事由に該当するとき。
  - ①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
  - ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またこれに堪えないとき。
- 2) 会計監査人が社会的な信用を失墜したとき。
- 3) 監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する決議の概要並びに当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「コンプライアンス行動規範」を定め、全役職員に法令及び企業倫理遵守の徹底を図る。コンプライアンスを「法令遵守」のみならず、「公正・透明な事業活動を行い、利害関係者の信頼・期待に応えること」と定義し、当社全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすことを目指す。
- 2) 健全な企業経営を行うために「内部統制推進委員会」を設置し、その下に社長直属の「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・強化及び役職員に対する啓蒙・指導を行う。
- 3) 「コンプライアンス行動規範」に加え、「倫理規程」、「就業規則」、「組織規程」及び「内部監査規程」を定め、使用人による法令・規則や社内規程遵守の徹底を図る。使用人は、社内規程が実情にそぐわなくなったと判断する場合には、遅滞なく管掌取締役に提案する。
- 4) 内部監査室が使用人の職務執行状況のモニタリングを実施し、代表取締役に報告する。
- 5) 使用人が法令・定款上疑義のある行為等を知った場合、社内の特定の窓口または社外の弁護士に相談・通知する仕組みを「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により定めるとともに、当該通報者に不利益がないことを確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産を適切に管理・保護するための基本方針である「情報セキュリティポリシー」を定め、取締役の職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、「内部者取引防止規程」、「情報管理規程」及び「文書管理規程」に従い適切に保存し管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社の企業活動の持続的発展を脅かすリスクに応じて、「危機管理規程」、「コンプライアンス行動規範」等の全社的規程を整備し、管理体制を構築する。更に、各部門においても関連規程に基づくマニュアル等を制定して部門毎に、これらのリスクを管理する体制を構築する。
- 2) 「内部統制推進委員会」の下にリスクマネジメントを行う組織として、「リスク管理委員会」を設置し、経営全般に係る全社的なリスクを管理する体制を構築する。更に、「リスク管理委員会」の下に「BCP推進チーム」を設置し、有事に備える。
- 3) 取締役は、定期的なリスク管理体制を見直し、企業活動に伴う重大なリスクの把握と管理体制の改善を行い、万一リスクが現実のものとなった場合においても損害を最小限にとどめることで、当社の社会的責任を果たし、事業の継続に努める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規則」、「組織規程」及び「業務分掌規程」に従い、業務執行を担当する取締役の管掌を定め業務の執行を行わせる。
- 2) 業務執行を担当する取締役に決定を委任された事項については、更に「職務権限規程」により一定の権限の下部委譲を行い、規程に定める職位にある者が必要な決定を行う。
- 3) 取締役会を原則として毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、「経営会議」を原則として毎月1回定期的に開催し、重要事項の審議を行う。

#### (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定める。
  - ①当社が定めた「コンプライアンス行動規範」を子会社の全役職員にも遵守させる。
  - ②当社「コンプライアンス委員会」は子会社に対してコンプライアンス体制の構築、維持、管理並びにこれらに係る支援、指導を行う。
- 2) 子会社の経営状況を把握し、その業務が適正に行われるよう「子会社管理規程」を定める。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を定める。
  - ①当社と子会社が十分な意思疎通を保持し整合性のある一貫した効率的経営を実現するため「子会社管理規程」を定める。
  - ②子会社における重要事項に関しては、当社の承認を必要とする旨の「決裁権限に関する覚書」を子会社と締結するとともに、子会社における経営上の重要事項の列挙と子会社における決裁権限及び親会社の承認レベルを定める「職務権限表」を子会社毎に定める。
- 4) 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制を確保する。
  - ①当社の内部監査室は、子会社の監査を実施する。
  - ②「リスク管理委員会」が子会社のリスクに関する現状とその対応を把握し、子会社のリスク管理を行う。
- 5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制を確保する。「子会社管理規程」において子会社の経営上の重要事項を規定し、子会社の報告を義務付けている。
- 6) 当社は、親会社との取引及び子会社との取引に関しては、独立企業間原則に基づき行う。
- 7) 親会社の定めた「連結グループ会社経理基準」を遵守し、当社及び子会社の適法・適正な経理処理を通じて、財務報告の信頼性を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 1) 監査役は、監査役会と協議のうえ専任または兼任の監査役スタッフを任命する。
  - 2) 監査役スタッフの人選については代表取締役は、監査役会と意見交換を行い決定する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保
- 1) 取締役は、監査役スタッフに対しては、監査役会からの補助業務に関し指揮命令を行わない。
  - 2) 監査役スタッフの人事異動・懲戒については、事前に監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
  - 3) 監査役スタッフの人事評価は、専任の場合には常勤監査役が、兼任の場合には兼任先の管掌役員が常勤監査役と協議して行う。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知ったときは、直ちに監査役会に報告する。
  - 3) 取締役は、監査役が決算及び業務の進捗状況に関し報告を求めた場合は、迅速に対応する。
  - 4) 「コンプライアンス行動規範」において、法令等の遵守に関し疑義ある行為を知ったときの相談・通知の窓口の一つを監査役とする。
  - 5) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制を確保する。
    - ①子会社を管掌する取締役及び子会社の取締役は定期的に当社監査役へ報告を行う。
    - ②子会社の監査役は当社監査役へ定期的に報告を行う。
    - ③子会社の使用人は「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により親会社の監査役に報告を直接行うことができる。
  - 6) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を確保する。当社及び子会社の役員が法令・定款上疑義のある行為等を知った場合、社内の特定の窓口または社外の弁護士に相談・通知する仕組みを「コンプライアンス行動規範」及び「内部通報規程」により定めるとともに、当該通報者に不利益がないことを確保する。



#### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることを確保する体制を保持する。
- 2) 代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換の機会を持ち、当社の経営課題、監査役の監査環境の整備等について相互理解を深める。
- 3) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。
- 4) 監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を明確にする。
  - ① 監査役会は監査に係る通常必要な経費の予算化を会社に要請し、会社は予算に計上するとともに、使用された経費の計上を行う。
  - ② 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は監査役との協議により、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 取締役会において、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「全社的な内部統制に係る指針」を制定し、当社及び子会社の財務報告に係る内部統制を構築するとともに、当該体制が適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行う。
- 2) 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保する組織として、「内部統制推進委員会」の中に「財務報告統制委員会」を置く。

#### (11) 当社及び子会社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは対決する。管理本部総務部を対応統括部署として警察等と連携するとともに、「コンプライアンス行動規範」の定めるところにより、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

#### (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 1) 内部統制体制の運用状況  
当社は、コンプライアンスに関し「コンプライアンス委員会」を半期毎に開催しました。子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの意識の向上を図るため、グループ役職員を対象とする研修・教育・遵守の実施状況や、情報資産の管理・保護状況、内部通報制度の利用状況につき、確認いたしました。

リスクマネジメントに関しては、「リスク管理委員会」を半期毎に開催しました。当該委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大への対処、子会社を含めたグループ全体のリスク認識調査、事業継続計画（BCP）の整備状況につき確認するなど当社グループ全体のリスクにつき、検討いたしました。

また、財務報告に係る内部統制の評価に関しては、「財務報告統制委員会」を半期毎に開催し、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行ったうえで、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

これらの「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」及び、「財務報告統制委員会」の議事内容を統括するため「内部統制推進委員会」を半期毎に開催し、その議事内容を取締役に報告いたしました。

#### 2) 取締役の業務執行体制

当社は、月1回以上取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、原則月1回経営会議を開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保を図っております。

#### 3) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上監査役会を開催し、情報交換を行っております。また、常勤監査役が経営会議、内部統制推進委員会、コンプライアンス委員会、各事業部会議等の重要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧し、それらの内容を社外監査役に報告することにより、監査の実効性の向上を図っております。

体制面では、当社の監査役は、代表取締役と年数回懇談会を開催し、また、常勤監査役は毎月、代表取締役社長等より適宜当社グループの状況を聴取する等、情報収集に努めました。会計監査人及び内部監査室とは、四半期毎に三者で会議を開催し、連携を図りました。

#### 4) 子会社の管理体制

当社は経営企画本部が「子会社管理規程」に基づき子会社の管理を行うとともに、四半期毎に子会社の管掌取締役が経営状況を当社取締役会で報告を行うことで経営管理体制の確認及び経営課題の把握を行いました。更に、監査役及び内部監査室が子会社に対する監査・ヒアリングを実施し、コンプライアンス等の状況などを確認いたしました。

## 7 会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,815,269	流 動 負 債	9,186,972
現金及び預金	2,762,928	支払手形及び買掛金	5,057,706
受取手形及び売掛金	11,387,861	短 期 借 入 金	730,000
電子記録債権	1,600,325	1年以内返済予定長期借入金	82,990
商品及び製品	2,726,936	未 払 法 人 税 等	545,813
仕 掛 品	397,925	未 払 役 員 賞 与	69,400
原材料及び貯蔵品	1,683,310	賞 与 引 当 金	669,165
短期貸付金	1,677,980	そ の 他	2,031,896
そ の 他	591,892	固 定 負 債	1,102,030
貸倒引当金	△13,891	長 期 借 入 金	623,967
固 定 資 産	19,067,166	役員退職慰労引当金	7,800
有形固定資産	16,578,987	資産除去債務	87,216
建物及び構築物	3,442,073	繰延税金負債	350,797
機械装置及び運搬具	3,295,801	そ の 他	32,249
土 地	6,980,330	負 債 合 計	10,289,003
建設仮勘定	2,625,612	純 資 産 の 部	
そ の 他	235,169	株 主 資 本	28,745,294
無形固定資産	45,495	資 本 金	2,000,000
投資その他の資産	2,442,683	資 本 剰 余 金	1,470,923
投資有価証券	937,314	利 益 剰 余 金	25,274,370
退職給付に係る資産	863,104	その他の包括利益累計額	957,128
繰延税金資産	98,382	その他有価証券評価差額金	299,489
そ の 他	573,286	繰延ヘッジ損益	1,199
貸倒引当金	△29,404	為替換算調整勘定	759,049
資 産 合 計	41,882,436	退職給付に係る調整累計額	△102,609
		非 支 配 株 主 持 分	1,891,009
		純 資 産 合 計	31,593,432
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,882,436

## 連結損益計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,032,944
売上原価		22,533,815
売上総利益		8,499,129
販売費及び一般管理費		5,631,792
営業利益		2,867,336
営業外収益		
受取利息	14,798	
受取配当金	24,697	
仕入割引	11,666	
為替差益	154,013	
その他	85,415	290,593
営業外費用		
支払利息	10,151	
売上割引	4,388	
その他	3,408	17,949
経常利益		3,139,980
特別利益		
固定資産売却益	3,005	
投資有価証券売却益	15,718	18,723
特別損失		
固定資産除却損	21,244	21,244
税金等調整前当期純利益		3,137,459
法人税・住民税及び事業税	817,142	
法人税等調整額	50,409	867,551
当期純利益		2,269,907
非支配株主に帰属する当期純利益		187,214
親会社株主に帰属する当期純利益		2,082,692

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,000,000	1,576,265	23,676,819	△105,298	27,147,786
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△485,141		△485,141
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,082,692		2,082,692
自己株式の取得				△43	△43
自己株式の消却		△105,341		105,341	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△105,341	1,597,551	105,298	1,597,508
当 期 末 残 高	2,000,000	1,470,923	25,274,370	-	28,745,294

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計	
	その他有価 証券評価 差 額 金	繰 上 損	延 シ 益	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	261,345		△178	50,305	△619,036	△307,565	1,611,626	28,451,848
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当							△126,188	△611,329
親会社株主に帰属する 当期純利益								2,082,692
自己株式の取得								△43
自己株式の消却								-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	38,144		1,378	708,744	516,427	1,264,693	405,570	1,670,264
連結会計年度中の変動額合計	38,144		1,378	708,744	516,427	1,264,693	279,382	3,141,584
当 期 末 残 高	299,489		1,199	759,049	△102,609	957,128	1,891,009	31,593,432

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,548,856	流 動 負 債	7,428,638
現金及び預金	408,044	支払手形	86,948
受取手形	403,118	買掛金	3,839,510
電子記録債権	1,581,887	短期借入金	1,330,000
売掛金	7,549,298	未払金	1,389,757
商品及び製品	1,765,964	未払役員賞与	69,400
仕掛品	274,868	未払法人税等	165,767
原材料及び貯蔵品	1,028,059	預り金	41,480
前払費用	81,532	賞与引当金	474,048
未収収益	11,000	その他	31,724
短期貸付金	202,516	固 定 負 債	475,983
その他の貸倒引当金	246,527	役員退職慰労引当金	7,800
	△3,961	資産除去債務	68,993
固 定 資 産	17,946,407	繰延税金負債	373,423
有形固定資産	8,699,832	その他	25,766
建築物	1,958,884	負 債 合 計	7,904,622
構築物	232,816	純 資 産 の 部	
機械及び装置	2,163,198	株 主 資 本	23,289,953
車両及び運搬具	11,293	資 本 金	2,000,000
工具器具及び備品	166,614	資 本 剰 余 金	1,460,837
土地	3,988,388	資 本 準 備 金	1,460,837
建設仮勘定	178,636	利 益 剰 余 金	19,829,115
無形固定資産	38,832	利 益 準 備 金	463,812
ソフトウェア	28,606	その他利益剰余金	19,365,303
電話加入権	9,659	別 途 積 立 金	10,186,719
その他	566	繰越利益剰余金	9,178,584
投資その他の資産	9,207,742	評 価 ・ 換 算 差 額 等	300,688
投資有価証券	937,314	その他有価証券評価差額金	299,489
関係会社株式	4,163,776	繰延ヘッジ損益	1,199
関係会社出資金	534,991	純 資 産 合 計	23,590,642
関係会社長期貸付金	2,083,084	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,495,264
長期前払費用	5,777		
会員権	61,601		
前払年金費用	1,384,254		
差入保証金	65,776		
その他	570		
貸倒引当金	△29,404		
資 産 合 計	31,495,264		

# 損益計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,923,996
売上原価		15,199,057
売上総利益		4,724,939
販売費及び一般管理費		4,149,095
営業利益		575,843
営業外収益		
受取利息	25,697	
受取配当金	292,341	
仕入割引	9,817	
受取ロイヤルティ	84,217	
為替差益	117,953	
その他	82,096	612,124
営業外費用		
支払利息	3,066	
売上割引	4,315	
その他	614	7,996
特別利益		1,179,971
固定資産売却益	2,611	
投資有価証券売却益	15,718	18,329
特別損失		
固定資産除却損	4,839	4,839
税引前当期純利益		1,193,462
法人税・住民税及び事業税	225,635	
法人税等調整額	34,813	260,448
当期純利益		933,013

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,000,000	1,566,178	463,812	10,186,719	8,730,712	19,381,244	△105,298	22,842,124
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△485,141	△485,141		△485,141
当 期 純 利 益					933,013	933,013		933,013
自己株式の取得							△43	△43
自己株式の消却		△105,341					105,341	-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	△105,341	-	-	447,871	447,871	105,298	447,828
当 期 末 残 高	2,000,000	1,460,837	463,812	10,186,719	9,178,584	19,829,115	-	23,289,953

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	261,345	△178	261,166	23,103,291
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△485,141
当 期 純 利 益				933,013
自己株式の取得				△43
自己株式の消却				-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	38,144	1,378	39,522	39,522
事業年度中の変動額合計	38,144	1,378	39,522	487,350
当 期 末 残 高	299,489	1,199	300,688	23,590,642



独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

星光PMC株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸 <sup>®</sup>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 浩二 <sup>®</sup>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、星光PMC株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、星光PMC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

星光PMC株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸地 肖幸<sup>①</sup>  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井上 浩二<sup>②</sup>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、星光PMC株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況について調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて直接赴いて調査を行いました。
  - ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として、会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

星光PMC株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬戸正顕 ⑩

社外監査役 小室正紀 ⑩

社外監査役 寺前 實 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 執行役員制度の導入に伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。
- ① 取締役における社長、副社長、専務及び常務の役位は執行役員としての役位とするため、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）から取締役におけるこれらの役位の削除を行うものであります。
  - ② 現行定款第15条（招集権者および議長）及び第23条（取締役会の招集権者および議長）において、株主総会及び取締役会の招集権者を取締役社長としていたものを、代表取締役に変更するものであります。
  - ③ 現行定款第19条（員数）の取締役の定員を現在の18名以内から14名以内に変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、<u>代表取締役がこれを</u>招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行の通り)</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 現行定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> たきざわ さとし 滝沢 さとし (1954年6月29日生)	1980年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社 1984年8月 当社入社 2003年4月 当社研究開発本部千葉研究所長兼市原研究所長 2005年6月 当社取締役研究開発本部長（千葉研究所長） 2008年6月 当社取締役樹脂営業本部長兼研究開発本部長 2011年6月 当社常務取締役樹脂本部長兼新規開発本部長 2014年3月 当社代表取締役社長兼新規開発本部長 2015年1月 当社代表取締役社長（現在に至る）	80,500株
候補者とした理由等 入社以来、研究開発部門を経て、社長室長、取締役樹脂営業本部長、常務取締役新規開発本部長等を歴任し、2014年より代表取締役社長に就任しております。技術に関する深い知見と共に、幅広い分野におけるマネジメントの経験も有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">かん せい どう 菅 正 道 (1960年3月3日生)</p>	<p>1983年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1991年7月 同行ロンドン支店支店長代理 2005年11月 同行金融法人本部副本部長 2007年1月 ステート・ストリート信託銀行株式会社執行役員 2008年6月 同行取締役 2010年10月 当社入社管理本部総務部部长 2011年4月 当社管理本部総務部長 2012年1月 当社経営企画本部経営企画部長兼経営管理部長 2014年3月 当社取締役経営企画本部副本部長(経営企画部長兼経営管理部長) 2015年1月 当社取締役経営企画本部長(経営企画部長兼経営管理部長) 2017年1月 当社取締役海外事業部長 2019年1月 当社取締役経営企画本部長(経営企画部長兼経営管理部長)兼海外事業部長 2019年3月 当社常務取締役経営企画本部長(経営企画部長兼経営管理部長)兼海外事業部長 2020年7月 当社常務取締役経営企画本部長(経営企画部長)兼海外事業部長 2021年2月 当社常務取締役経営企画本部長兼海外事業部長(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 新綜工業股份有限公司董事長 SEIKO PMC VIETNAM CO., LTD.会長</p>	15,700株
<p>候補者とした理由等 前歴の銀行勤務において、幅広い金融業務と長年にわたる海外勤務を経験しております。当社入社後は、総務部長、取締役経営企画本部長、取締役海外事業部長等を歴任しております。国内外の企業との提携やM&amp;A等、当社の今後の業務展開に欠くことのできない種々の知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当 社 株 式 数 の
3	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> む ら た み つ ひろ 村 田 満 広 (1960年9月11日生)	1985年4月 当社入社 2008年10月 当社製紙用薬品営業本部営業部長 2010年6月 当社製紙用薬品本部理事副本部長兼営業部長 2011年4月 当社製紙用薬品本部理事副本部長 2011年6月 当社取締役製紙用薬品本部長 2014年6月 当社取締役製紙用薬品本部長兼海外事業本部副本部長 2015年1月 当社取締役製紙用薬品事業部長兼海外事業部副事業部長 2017年1月 当社取締役製紙用薬品事業部長 2019年3月 当社常務取締役製紙用薬品事業部長（現在に至る）	34,500株
候補者とした理由等			
<p>入社以来、製紙用薬品開発業務を経て、製紙用薬品営業に従事し北海道営業所長、東北営業所長、取締役製紙用薬品事業部長等を歴任しております。深い製品知識、幅広い顧客人脈を有する当社技術営業の指導的立場にあることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> き く ち ゆ う じ 菊 地 祐 二 (1961年7月24日生)	1985年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社） 入社 2007年10月 同社コーティング樹脂開発営業部長 2010年4月 同社サイアム・ケミカル・インダストリー株式会社出向 2013年10月 同社ジェネラルポリマ製品本部製品マネジャー 2016年1月 同社ポリマ製品本部副製品本部長 2019年1月 同社パフォーマンスマテリアル製品本部副製品本部長 2021年1月 同社執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長 （現在に至る） 2021年3月 当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） DIC株式会社執行役員パフォーマンスマテリアル製品本部長	一株
候補者とした理由等			
<p>当社親会社DIC株式会社執行役員として、当社事業を管轄するパフォーマンスマテリアル製品本部長（現職）であります。当社株主の代表として当社経営に対する監督を行うのみならず、親会社との業務面でのシナジー実現にも寄与するものとして、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	<p><b>再任</b></p> <p>はら だ 秀 次 (1950年8月29日生)</p>	<p>1973年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>1986年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社</p> <p>1989年5月 SGウォーバーク・ジャパン(現UBS証券株式会社) 入社</p> <p>1990年6月 同社コーポレートファイナンス部ディレクター（M&amp;A担当）</p> <p>1992年1月 インドスエズ・アドバイザーズ・パシフィックPte. Ltd. 東京支店 支店長</p> <p>1994年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 入社</p> <p>1997年11月 同社パートナー</p> <p>2012年2月 株式会社好日山荘取締役（社外）</p> <p>2015年3月 当社取締役（社外）（現在に至る）</p>	<p>－株</p>
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年にわたるコンサルティング業務や金融機関での経験に基づき、経営陣から独立した立場での当社経営への助言及び業務執行に対する適切な監督をしており、引き続き独立社外取締役候補者となりました。</p>			
6	<p><b>再任</b></p> <p>た が けい じ 多 賀 啓 二 (1950年7月25日生)</p>	<p>1973年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行</p> <p>1999年10月 同行都市開発部長</p> <p>2002年6月 同行総務部長</p> <p>2004年6月 同行理事</p> <p>2008年10月 同行取締役常務執行役員</p> <p>2009年6月 株式会社東京流通センター代表取締役副社長</p> <p>2009年6月 株式会社テアールシーサービス代表取締役社長</p> <p>2013年6月 株式会社東京流通センター代表取締役社長</p> <p>2013年6月 株式会社テアールシーサービス取締役</p> <p>2016年3月 当社取締役（社外）（現在に至る）</p> <p>2017年6月 DB J アセットマネジメント株式会社取締役会長</p> <p>2019年3月 日清紡ホールディングス株式会社取締役（社外） （現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 日清紡ホールディングス株式会社取締役（社外）</p>	<p>－株</p>
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 政府系金融機関の要職を歴任された経験に基づく、我が国産業に関する幅広い知見と、経営者としての高い見識を活かし、経営陣から独立した立場での当社経営への助言及び業務執行に対する適切な監督をしており、引き続き独立社外取締役候補者となりました。</p>			

(注) 1. 菊地祐二氏は、当社親会社であるDIC株式会社の業務執行者であります。当社と同社は製品販売等の取引関係があります。また、同氏は、当社の特定関係事業者であるDIC九州ポリマ株式会社の取締役に2013年12月に就任し、2015年3月に退任しております。また、同じく当社の特定関係事業者である水島可塑剤株式会社及びオキシラン化学株式会社において2015年1月より取締役に就任し、2016年1月に退任し、2021年1月より再度、取締役に就任しております。当社と各社との間には取引関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 他の取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 原田秀次氏及び多賀啓二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 原田秀次氏及び多賀啓二氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって原田秀次氏が7年、多賀啓二氏が6年となります。
5. 当社は、原田秀次氏及び多賀啓二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として、責任を負う旨の契約を締結しており、原田秀次氏及び多賀啓二氏が再任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 原田秀次氏及び多賀啓二氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
7. 2021年12月31日現在の取締役の担当につきましては提供書面（15頁）をご参照ください。
8. 当社は、取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を2022年4月に更新する予定であります。本議案における候補者については、既に当該保険の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。本保険は、特約部分も併せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、当社が役員等に対して責任を追及する場合には補償の対象外とする等一定の免責事由があります。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しております。



ご参考 取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）  
 取締役候補者の専門性と経験は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	企業経営 経営戦略	技術・研究 ・IT	営業・マー ケティング	財務・会計 ・M&A	人事 労務	法務 リスク管理	国際性
1	滝沢 智	●	●	●				
2	菅 正道	●		●	●	●	●	●
3	村田 満広		●	●				
4	菊地 祐二	●		●				●
5	原田 秀次	●		●	●	●	●	●
6	多賀 啓二	●			●	●	●	

当社は執行役員制度を導入いたします。本定時総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は次の通りであります。

氏名	企業経営 経営戦略	技術・研究 ・IT	営業・マー ケティング	財務・会計 ・M&A	人事 労務	法務 リスク管理	国際性
岩田 悟	●	●					
土山 祐介		●	●			●	
河野 宏治		●			●	●	
松岡 英臣		●					●

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年3月26日開催の第52期定時株主総会において補欠監査役に選任されました加藤賢一郎氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申出がありましたので、第52期定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任を取り消すことを取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次の通りであり、候補者は瀬戸監査役の補欠であります。

なお、本選任につきましては、補欠監査役が監査役に就任する前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
ささき しげる 佐々木 茂 (1962年6月27日)	1985年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2004年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部連結チーム次長 2009年4月 同社主計部副部長兼米国開示統括チーム次長 2011年10月 常和ホールディングス株式会社 （現ユニゾホールディングス株式会社）入社 2014年4月 同社執行役員経理部長 2021年8月 当社入社経営企画本部経理部部长 2022年1月 当社経営企画本部経理部部长（現在に至る）	一株
<b>候補者とした理由</b> 金融機関及び事業会社での長年の経理業務経験、マネジメント経験があり、経理業務に対する相当程度の知見を有していることから、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 佐々木茂氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 佐々木茂氏が監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負う旨の契約を締結する予定です。
3. 佐々木茂氏が監査役に就任した場合は、当社が保険会社との間で締結している会社法第430条の3の規定に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容については、提供書面（17頁）に記載の通りです。当該保険契約は2022年4月に同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年（平成18年）6月27日開催の第39期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただき今日に至っております。執行役員制度導入による取締役会の構成の見直しに伴い、第1号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の定員が18名から14名に減員されます。その点を考慮し、取締役の報酬等の額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には従来通り使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は提供書面17～18頁に記載の通りであり、その内容は本議案を承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該決定方針の変更は予定しておりません。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと取締役は6名（うち社外取締役は2名）となります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

会場 日本橋室町野村ビル (YUI TO)  
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール  
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
TEL 03-3277-0888 (代表)



交通 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 (A9出口横の入口)  
JR総武本線「新日本橋」駅より地下通路にて、  
東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9出口横の入口)  
JR各線「神田」駅 (南口) 徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。